

“盗聴対象拡大・司法取引・録音録画は限定的”で

エン罪は拡がる！

厚労省の村木さんへの証拠改ざん事件などエン罪が多く発生している中、取り調べの全面可視化等が議論されてきました。しかしその結果出てきた法案「刑事訴訟法等の一部を改正する法案」は当初の目的とは全く真逆の案として出てきました。

I) 警察・検察での取り調べ段階での可視化は裁判員裁判の事件等が対象で全事件の約3%に過ぎない。しかも先般の「今市事件」で明らかになったように“別件で起訴後、拘留中の取り調べは録音録画の義務はない”と本件では自白までの状況は録音録画されず自白後の録画が裁判員に提示されました。えん罪防止にはならないのでは・・・と批判の声が上がっています。

法務委員会傍聴券



傍聴人氏 参議院法務委員会を傍聴 参議院

II) 通信傍受法所謂盗聴法は、これまで4種の組織犯罪のみが盗聴対象として認められており、傍受するには事業者の事務所でしかも事業者の立会人がいる中で実施することになっておりました。この傍受をもっとやりやすくしようとして出された改正案では、対象を詐欺・窃盗など70～80%の犯罪に拡大。しかも『特定電子計算機』を使って警察で盗聴ができる。しかも立会人はいらぬと言う事になりました。プライバシー権の侵害へのチェックはどこまで出来るのか非常に疑問です。

III) “司法取引”は今回初めて導入された制度で、自づからの罪を免れようとして他人を罪に陥れ・引き込む危険性を本質的に持っているまさに密告制度です。

この法案は5/19参議院法務委員会で可決、5/20参議院本会議で5/24衆議院本会議で可決となりました。

参議院法務委員会(5/19)を傍聴してビックリしました。

反対討論をした仁比議員(共産党)、賛成討論した小川議員(民進党)・三宅議員(自民党)それぞれが同じように問題点と危険性を指摘。

しかし、三宅議員からは「今回の法改正により制度を悪用する新しいエン罪が生まれる可能性があるが、どのような制度も完璧ではありません。真摯な運用を強く期待し賛成します」と。

小川議員は「不十分な可視化制度だと誤った判断を導く危険性が生じる。更なる制度改善の必要性がある」「司法取引は不当な強制捜査が行われる危険性が」「通信傍受改正案には不当不正な傍受を防止する有効な仕組みがないため、不正傍受を生む温床になってしまう」「更なる検討を加えることが絶対に必要」「更なる検討がされることを考慮して賛成です」と。

申し訳程度に『傍受の実施に当たっては犯罪の捜査に従事しない検察官または司法警察員を立ち合わせる』等の付帯決議が付けられました。捜査員の身内の者の立会で不正が防げると言う立法府のレベルとはこんなものなのか？

創った法律には問題が多いが“運用”で“更なる検討”でなんとかしてほしいと言ってしまう・・・のは、国会ではきちんと法律を作れないので行政において運用でなんとか整えてほしいと言っている様なものです。

立法府の国会議員の質と権威とはこの程度なのか？だから行政府の安倍首相が「私が立法府の長です」と言っても抗議すらできない国会なのでしょう。